

令和８年度（２０２６年度）第１次定期監査結果（注意事項）に関する報告

令和８年（２０２６年）４月２２日から令和８年（２０２６年）６月９日までの間に実施した定期監査における注意事項は以下のとおり。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるもの。

令和８年（２０２６年）９月１日

熊本県監査委員事務局

① 行 政 なし

② 収 入

事 項	内 容	課題数
現金出納事務	現金出納事務について、次の課題がある。 ・ 出納員及び会計職員の引継書が作成されていない。 ・ 現金領収書の首標金額を訂正印で訂正して発行しているものがある。 ・ 日計表の検印が１年間全てなされていない。 ・ 残余領収書の廃棄処理がなされていない。 ・ 現金領収した現金を払込書ではなく納入通知書で入金している。	1
管理経費に係る事務	行政財産使用許可に伴う管理経費について、以下の課題がある。 ・ 自動販売機に係る電気代について、検針誤りのため誤徴収となり、差額を返還している。 ・ 自動販売機及び携帯基地局の電気代について、納入義務者を取り違えて納入通知書を送付し、納付前に発行し直している。	1

③ 支 出

事 項	内 容	課題数
委託契約事務	・ 樹木消毒作業委託について、事業完了後に支出負担行為書の作成を行っている。 ・ 建築設備法定点検業務の予定価格について、施行伺い、積算書及び見積比較調書に記載された価格が一致していない。	2

④ 物 品

事 項	内 容	課題数
公用車の毀損	・ 公用車による過失割合の高い物損事故が発生している。 ・ 公用車を毀損している。	2
物品の管理	・ 行政財産使用許可を受けて入居している団体が使用している県有物品(机・椅子)について、貸付契約が行われていない。	1

⑤ 財 産

事 項	内 容	課題数
財産の管理	・電柱設置に係る使用許可について、一部重複して許可していたため、収入調定も過大となり修正を行っている。	1